

2020年8月25日

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2020年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集 ① 法令編』第1刷の記載につきまして、訂正がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08521『2020年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集 ① 法令編』第1刷

第1分冊【第1編 憲法、第2編 民法】

(p.158) 問題59 **才** 解説(5行目)

き、意思表示を取り消すことができる(95条3項)。表意者

↓(訂正)

き、意思表示を取り消すことができない(95条3項)。表意者

(p.181) 問題67 **肢4** (3行目)

に対して当該権利の承認をすれば、時効更新の効力はA・B・Cの

↓(訂正)

に対して時効の更新をすれば、時効更新の効力はA・B・Cの

(p.181) 問題67 **肢5** (2行目)

場合に、AがBに対してだけ当該権利の承認をしたときは、Bの取

↓(訂正)

場合に、AがBに対してだけ時効の更新をしたときは、Bの取

(p.182) 問題67 **肢4** 解説(1行目～3行目)

4 誤 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める(承認による時効の更新/152条1項)。
共有者に対する時効の更新は、地役権を行使する各共有者に

↓(削除)

4 誤 共有者に対する時効の更新は、地役権を行使する各共有者に

(p.182) 問題67 **肢5** 解説(1行目～3行目)

5 正 そのとおり。時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める(承認による時効の更新/152条1項)。承認による時効の更新は、更新の事由が生

↓(削除)

5 正 そのとおり。時効の更新は、更新の事由が生

第2分冊【第3編 行政法】

(p. 22) 問題 147 肢5 解説 (4行目)

独立性を有する機関であるとされ、会計監査院は、内閣から

↓ (訂正)

独立性を有する機関であるとされ、会計検査院は、内閣から

(p. 33) 問題 152 (問題のテーマ)

行政法総論／公物

↓ (訂正)

行政法総論／公務員

(p. 285) 問題 259 (問題のテーマ)

行政事件訴訟法／差止めの訴え

↓ (訂正)

行政事件訴訟法／当事者訴訟

(p. 341) 問題 279 肢1 (語句の組合せ)

1 過渡的な安全 重過失 予算措置 回避可能性

↓ (追加)

1 過渡的な安全性 重過失 予算措置 回避可能性

(p. 470) 問題 330 イ 解説 (2行目)

の中学校教諭に補する旨配置換えを命じたものにすぎず、

↓ (訂正)

の中学校教諭に補する旨配置換えを命じたものにすぎず、

第3分冊【第4編 商法・会社法、第5編 基礎法学】

(p. 17) 問題 337 **肢3** (語句の組合せ)

3 削除 相当の期間内に 安全配慮

↓ (訂正)

3 削除 相当の期間内に 承諾した

(p. 126) 問題 384 **ウ** 解説 (2行目)

ポレオ刑法典) を模範として、旧刑法を起草した (1880

↓ (追加)

ポレオン刑法典) を模範として、旧刑法を起草した (1880

(p. 140) 問題 390 **オ** 解説 (『合格基本書』の該当ページ)

オ 妥当である そのとおり。上級審の裁判所の裁判における

660p

↓ (訂正)

650p

(p. 291) 問題 438 (下から3行目)

Aが支払不能になる 2カ月前になされたものであり、Bの

↓ (訂正)

Aが支払不能になる 前30日以内になされたものであり、Bの

以上のように訂正してお詫びします。当方の制作上の不手際によりご迷惑をおかけ
しまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部